

第4次五島市定員管理計画

(令和2年4月1日～令和7年4月1日)

令和2年2月

五 島 市

目 次

第1章 定員管理計画策定の必要性	1
第2章 第4次五島市定員管理計画について	
1. 基本方針	2
2. 計画期間	2
3. 対象職員	3
4. 目標職員数算定の考え方	3
5. 目標とする職員数	4
6. 目標職員数の実現に向けた推進方法	5
資 料 編	
1. これまでの定員適正化計画の取り組み	8
2. 人口と職員数の状況	9
3. 部門別職員数の状況	10
4. 職種別職員数の状況	11
5. 施設区分別職員数の状況	12
6. 常勤職員・非常勤職員の職員数及び人件費の状況	13
7. 年齢別職員構成の状況	14
8. 育児休業取得者・病気休職者及び時間外勤務・年次有給休暇取得の状況	15
9. 第4次定員管理計画期間中の定年退職者数の見込み	16
10. 国（総務省）が示す参考指標及び県内自治体との比較	17
11. 五島市中期財政見通し（令和2～6年度）	20

第1章 定員管理計画策定の必要性

本市の定員管理については、合併直後の危機的財政状況を背景に行政改革を推進する取り組みとして、平成18年8月に「五島市定員適正化計画」を策定し、これまで第3次にわたる定員適正化計画に基づき、一貫した職員数の削減により定員の適正化に取り組んできました。

その結果、第3次定員適正化計画期間である平成31年4月1日の職員数は574人で、平成16年8月合併当初の800人からその約3割にあたる226人の削減を行い、人件費抑制に成果を挙げてきました。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると令和7年の本市の将来推計人口は30,483人に(令和2年の33,902人から5年間で3,419人(10.1%))減少すると見込まれています。また、令和元年度をもって市町村合併に伴う普通交付税の合併算定替の特例措置が終了するなど、財源の多くを地方交付税や国庫支出金などに依存する本市の財政にとって、厳しい状況になることが予想されています。そのため、引き続き財政規模や人口規模に見合った職員数の削減に取り組んでいかなければならない状況にあります。

その一方で、社会経済情勢の変化に伴い、多様化・高度化する市民ニーズへの迅速かつ的確な対応や地方分権の進展による新規事業の実施、さらに「第2期五島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)に基づく人口減少対策等への積極的な取り組みなど、職員数を抑制する中においても、これらの業務に的確に対応するため効率的かつ効果的な組織・人員体制を構築していく必要があります。

こうした状況に対応するため、これまでの「定員適正化計画」を「定員管理計画」に改め、本市の実態に即した定員管理に取り組むための指針となる令和2年度から令和6年度までの5年間の計画期間とする「第4次五島市定員管理計画」を策定します。

第2章 第4次五島市定員管理計画について

1. 基本方針

- ◆「人口減少対策など優先的に取り組むべき施策推進のための組織・人員体制の構築」を基本方針とします。

これまでの定員適正化計画については、人件費の抑制を図ることを基本としながら、市民サービスの質を出来るだけ低下させることのないよう財政規模や人口規模に応じた職員数の削減への取り組みを積極的に推進してきましたが、県からの権限移譲や複雑・多様化する行政需要への対応、さらに全国的な少子高齢化・人口減少の進展により、移住・定住などの人口減少対策やふるさと納税を初めとする財源の確保など自治体間競争は激化しており、これらに対応するためには、これまでのような人件費の抑制に主眼を置いた人員削減は厳しい状況にあります。

しかし、本市の財政は市税を初めとする自主財源に乏しく、地方交付税や国県支出金、地方債などに大きく依存する極めて脆弱な財政構造で、国や県の施策に大きく影響を受けることや今後も人口減少が進行することが見込まれていることを踏まえると、職員数については抑制基調としながらも、既存の事務事業や組織機構の見直しを図り、新たな行政需要や多様化・複雑化する市民ニーズに適切に対応し、「総合戦略」に基づく人口減少対策など優先的に取り組むべき施策・事業を明確にし、「選択と集中」の視点をもって戦略的に取り組むための組織・人員体制の構築を目指すことを基本方針とします。

2. 計画期間

- ◆「令和2年度から令和6年度までの5年間」を計画期間とします。

ただし、今後、社会情勢の変化や国の制度改正など本計画に大きな影響を及ぼす場合には、計画期間内にあっても的確かつ柔軟に対応していくため、必要に応じて見直しを実施することとします。

3. 対象職員

- ◆「一般職に属する常勤の職員（一般行政職）」を本計画の対象職員とします。

「消防吏員」及び「育児休業取得者等」については、以下の理由により対象職員から除くこととします。消防吏員については、高齢化社会の進展や疾病構造の変化等を背景に救急需要が増加傾向にあること、さらに救急業務に対する市民のニーズが高度化・多様化していることなどを踏まえ、現在の職員数を基準としながら、適宜必要な職員数を検討していくこととします。

また、これまでの定員適正化計画では、育児休業取得者や病気休職者も含めた職員数の管理を行ってきましたが、業務の執行に現に携わる職員数は、定員適正化計画上の目標職員数よりも下回っている状況にあります。

このような状況を踏まえ、第4次定員管理計画については、育児休業取得者や病気休職者を含めず、業務に必要な職員数（以下「職員定数」という。）を目標職員数とします。

4. 目標職員数算定の考え方

- ◆「総合戦略等の確実な推進のための人員確保」及び「第2期五島市人口ビジョン」における目標人口」を活用して目標職員数を算定します。

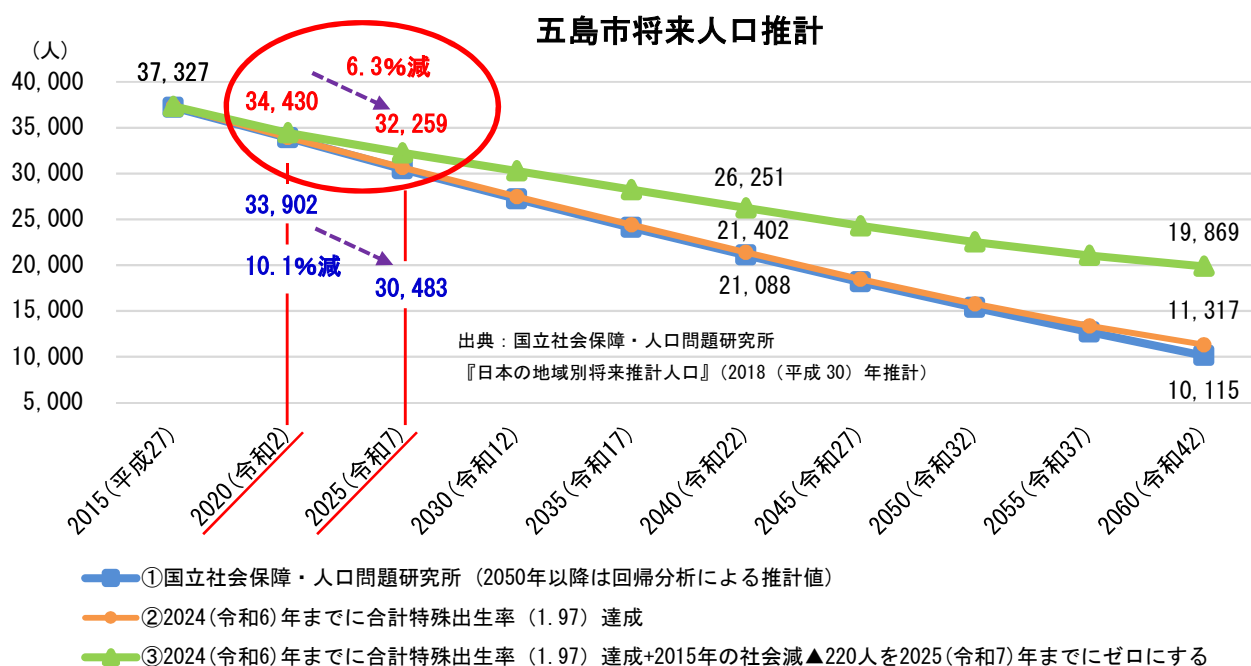
目標職員数の設定については、以下の2点を踏まえ算定することとします。

まず一点目は、本市の最重要課題である人口減少対策のための「総合戦略」に基づく取り組みや各種重点施策などのための人員を確保することとします。

二点目は、地方公共団体の職員の配置は、地域の実情を踏まえつつ、必要とされる行政サービスに応じて配置することが基本となります。したがって、本市に必要な職員数については、本市の実情などを踏まえつつ、受益者である本市の人口が将来どのように推移していくのかを推計し、判断していく必要があります。

このことは市民への説明や理解を求める上で、わかりやすく客観的な指標としても有効であることから、本計画の目標とする職員数については、本市が多くの支所・出張所を有していることを初め、「第4次五島市行政改革大綱」に掲げる、「働き方改革」への取り組みや情報通信技術（ICT）の導入・活用などを踏まえつつ、本市の今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示した「第2期五島市人口ビジョン」（以下「人口ビジョン」という。）における目標人口（【図表1】③）を活用して算定することとします。

【図表 1】 人口ビジョン目標（令和元年 12 月策定の第 2 期五島市人口ビジョン・総合戦略より抜粋）



5. 目標とする職員数

◆令和 2 年 4 月 1 日の目標職員数「一般行政職 4 7 0 人」から「1 5 人削減(3. 2%)」を目標数値として設定します。

第 3 次定員適正化計画については、令和 2 年 4 月 1 日現在の目標職員数を 5 6 0 人に設定し、現在、一般行政職 4 7 0 人、消防吏員 9 0 人で計画を進めています。

第 4 次定員管理計画については、まず、「総合戦略」に基づく人口減少対策や各種重点施策などの取り組みのために、「各部署に 1 5 人の増員(※ 5 ページ参照)」を行います。

次に、「人口ビジョン」において、第 4 次定員管理計画の期間となる令和 2 年から令和 7 年までの 5 年間に本市の人口が「6. 3%減少」と推計されていることを踏まえ、人口規模等に応じた職員数削減の取り組みとして、第 3 次定員適正化計画の令和 2 年 4 月 1 日現在の一般行政職の目標職員数 4 7 0 人を基準として「3 0 人の削減(※ 6・7 ページ参照)」を行います。

以上、「1 5 人の増員」及び「3 0 人の削減」の取り組みにより、「1 5 人削減(3. 2%)」を目標数値に設定し、職員定数の管理を行うこととします。

【図表 2】 目標とする各年度の職員定数 (単位: 人)

項目	年度	計画期間					増減	
	基準年度	R2. 4. 1	R3. 4. 1	R4. 4. 1	R5. 4. 1	R6. 4. 1		R7. 4. 1
職員定数		470	467	462	459	458	455	—
削減数		—	▲ 3	▲ 5	▲ 3	▲ 1	▲ 3	▲ 15

6. 目標職員数の実現に向けた推進方法

◆目標職員数の実現に向けて、以下の7項目について取り組みを行います。

(1) 総合戦略・各種重点施策等の強化

目標値：12人増

令和元年11月に策定した「第2期五島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」では、市政運営の基本方針として人口減少対策「目標：2060年（令和42年）に人口約2万人を確保」に積極的に取り組むことを表明しています。

目標実現のために「人口ビジョン・総合戦略」に基づく人口減少対策やこれらに深く関連する事務事業について優先的に取り組むための組織・人員体制の構築を図ります。

① 総合戦略・各種重点施策等の強化 ⇒ 12人増

(2) 支所業務の本庁集約

目標値：2人増

本庁と支所の業務分担等を見極めながら、集約できる業務については本庁へ集約を行い、組織のスリム化や効率化を図り、市民サービスの維持・向上に努めます。

① 支所業務の本庁集約 ⇒ 2人増

(3) 市有財産の適正管理及び有効活用

目標値：1人増

市が保有する公共施設等については、人口減少及び少子高齢化が同時に進行する中で、利用頻度の減少が懸念される公共施設のあり方や機能の確保などの観点から、地域の実情を踏まえた見直しが必要となっています。また、公共施設等の見直しにより生じた余剰地等や既存の遊休資産については、民間への売却や貸付を積極的に進め効率的な有効活用に取り組むこととします。

定員管理の取り組みも、そうした動向との整合性を図りながら進めていくこととします。

① 遊休資産の有効活用 ⇒ 1人増

(4) 事務事業の見直しと簡素で効率的な組織・人員体制の構築

目標値：11人減

行政サービスについては、社会情勢が大きく変化する中で、多様化、高度化する市民ニーズへの迅速かつ的確な対応や地域の実情に即したサービスの提供が求められるようになってきています。

そこで、毎年度実施する業務量調査や事業評価を活用し、業務量の把握や検証に努めるとともに、事務事業の見直しを図り、各種施策を戦略的に展開できる組織体制や社会情勢の変化に即応できる組織の統合・再編などを行い、市民に分かりやすく簡素で効率的な組織・人員体制の構築を図ります。

① 本庁の組織見直し及び支所業務の本庁集約 ⇒ 7人減

② 事務事業の見直し ⇒ 4人減

(5) アウトソーシングの推進

目標値：9人減

民間活力の活用が可能な分野については、行政が直接行う必要性、市民サービスに与える影響、コスト等を考慮し、民間に委託することで市民サービスの維持・向上や経費削減が図られる事務については、効率化や経費削減を目的としてアウトソーシングを推進します。

また、民間移譲や指定管理者制度についても市民サービスの向上及び経費削減が図られるものは、効果等を十分検討の上、引き続き導入を推進します。

① 給与支払い業務や窓口業務等 ⇒ 4人減

② 民間移譲及び指定管理者制度等 ⇒ 5人減

(6) 現業員の退職者不補充

目標値：8人減

現業員については、退職者の補充は行わず、会計年度任用職員や再任用職員の登用により対応します。

① 現業員（校務員など）の退職者数 ⇒ 8人減

(7) ICT基盤整備による仕事の効率化

目標値： 2人減

国を挙げての「働き方改革」への取り組みなどを踏まえ、限られた時間や職員数の中で情報通信技術（ICT）を活用し、職員については職員でなければできない業務に注力できるような環境を作る必要があります。また、人口減少、高齢化の進行により労働力が減少していく中でも、住民サービスに不可欠な行政サービスを提供し続けるため、ICTを活用して、市民サービスの向上や地域活性化、業務の効率化を図る必要があります。

そこで、AI（人工知能）・RPA（定型作業の自動化）等の情報通信技術の積極的な導入による業務効率化を図り、より一層の市民サービスの向上に努めます。

① ICT技術の活用 ⇒ 2人減

資料編

関 連 資 料

1. これまでの定員適正化計画の取り組み

(1) 第1次五島市定員適正化計画

【計画期間：H17～H21、目標：▲149人 結果：▲125人、達成率83.9%】

第1次五島市行政改革大綱に基づき平成18年8月に策定した「五島市定員適正化計画」は、平成16年3月31日現在の人口47,580人を基準として、類似団体を参考に職員1人当たりの人口を平成22年4月1日に75人とすることを目標として、平成17年4月1日の職員数789人を平成22年4月1日に640人以下とする計画を策定しています。

平成22年4月1日の職員数は、640人以下とする目標に対し664人で、125人の削減（達成率83.9%）としています。

(2) 第2次五島市定員適正化計画

【計画期間：H22～H26、目標：▲57人 結果：▲61人、達成率107.0%】

平成23年3月に策定した「第2次五島市定員適正化計画」は、国が平成22年度からの5年間で各府省の国家公務員（自衛隊を除く）について、平成21年度末定員の10%以上の定員合理化を実施する方針を示したことを受け、消防吏員を除く一般行政職の10%削減を行うこととして、平成22年4月1日の職員数664人から57人削減して平成27年4月1日の職員数607人とする計画を策定しています。

計画期間中は、事務事業の民間への委託、短時間勤務職員の活用、定年前早期退職の促進、職員研修や事務処理の効率化に努め、61人減（達成率107.0%）の603人と計画目標を達成しています。

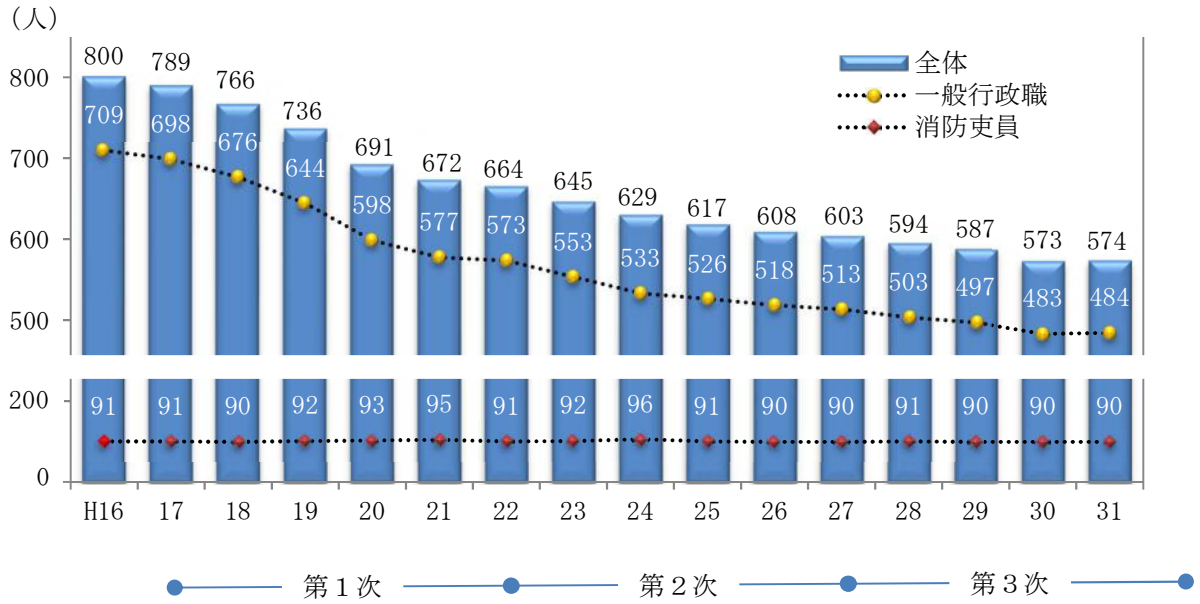
(3) 第3次五島市定員適正化計画

【計画期間：H27～H31、目標▲43人 途中経過：▲29人、達成率67.4%】

平成27年1月に策定した「第3次五島市定員適正化計画」は、平成27年度からの5年間に於いて普通交付税の合併算定替の段階的縮減等により、10.1%の歳入削減が見込まれていること。平成27年から平成32年にかけて8.8%の人口減少が見込まれていること。さらに、国が平成27年度以降、5年ごとに基準年度を設定し、5年間に府省全体で10%以上の合理化することを基本としていること。以上のことを踏まえ、消防吏員を除く一般行政職の10.1%の削減を基本とし、これに職員の職務能力向上のための国・県・民間等への派遣職員5人（毎年度）を削減対象から除外し、目標削減率を9.1%とし、令和2年4月1日の職員数を560人とする計画を策定しています。

平成31年4月1日の職員数は、574人としており、平成27年4月1日の職員数603人から4年目の段階で29人減（達成率67.4%）としています。

【図表3】平成16年度以降の職員数の推移

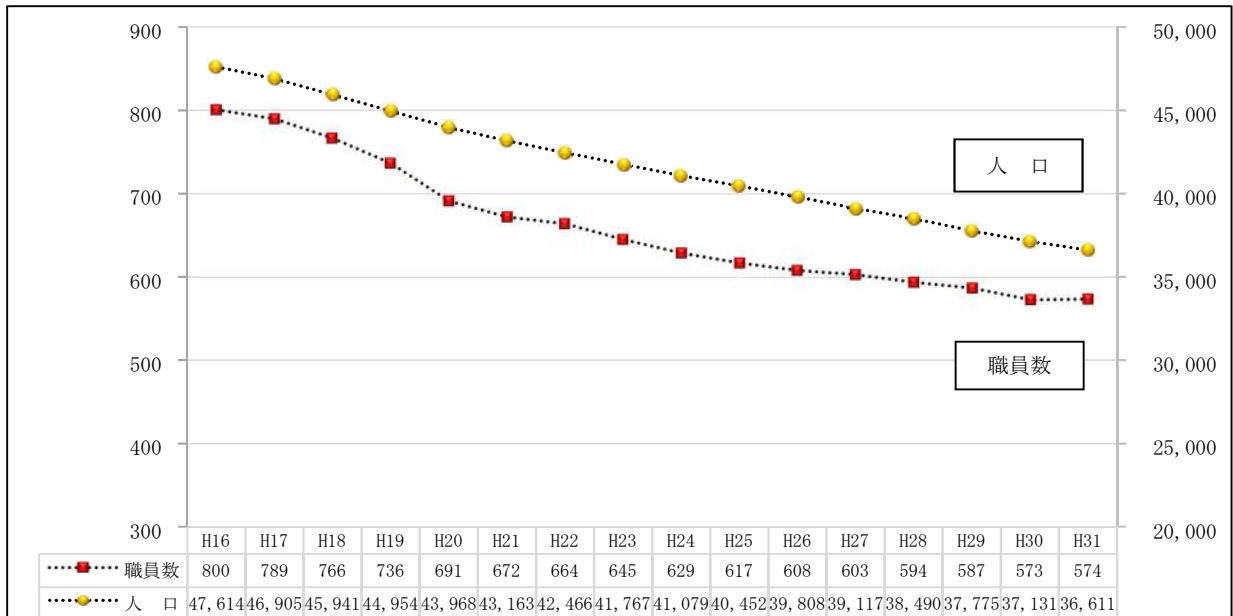


(注)①各年度4月1日現在。但し、平成16年度は8月1日合併時点の職員数。
②職員数には、教育長を含まない。

2. 人口と職員数の状況

【図表4】合併後の人口及び職員数の推移

(単位：人)



(注)①職員数は、各年度4月1日現在。但し、平成16年度は8月1日合併時点の職員数。
②職員数には、教育長を含まない。
③人口は、各年度前年度3月末日現在の住民基本台帳人口。但し、平成16年度は7月末日現在の住民基本台帳人口。

3. 部門別職員数の状況

【図表5】合併後の部門別職員数の推移

(単位：人)

区 分	計 画 期 間	第1次定員適正化 (H17年度～H21年度)					第2次定員適正化 (H22年度～H26年度)					第3次定員適正化 (H27年度～H31年度)					増減数 (H31-H16)	
		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30		H31
普 通 会 計	議 会	10	7	7	6	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	▲ 5
	総 務	168	171	169	181	169	154	153	146	133	119	118	132	125	130	135	139	▲ 29
	税 務	43	42	43	38	35	33	34	33	33	32	30	30	28	28	28	27	▲ 16
	民 生	99	83	86	68	55	45	39	38	33	31	32	33	34	33	31	30	▲ 69
	衛 生	60	63	63	60	58	56	57	53	53	50	47	46	45	44	40	41	▲ 19
	農 林 水 産	76	69	62	61	53	55	57	54	54	56	57	58	57	52	50	50	▲ 26
	商 工	21	18	20	19	19	23	24	23	23	31	32	33	41	45	44	44	23
	土 木	51	48	45	47	44	42	42	40	42	39	37	35	35	35	35	36	▲ 15
	一般行政計	528	501	495	480	439	413	411	392	376	363	358	372	370	372	368	372	▲ 156
	教 育	86	83	79	62	58	58	61	62	61	70	70	57	50	48	42	40	▲ 46
	消 防	94	95	95	97	98	100	96	97	101	95	94	91	92	91	91	91	▲ 3
普通会計計	708	679	669	639	595	571	568	551	538	528	522	520	512	511	501	503	▲ 205	
公 営 企 業 等 会 計	病 院	26	19	19	18	16	16	16	16	16	16	17	16	16	16	15	14	▲ 12
	水 道	37	38	38	40	38	38	36	35	32	31	27	25	25	25	23	23	▲ 14
	交 通	4	7	8	7	5	5	5	5	5	4	4	4	3	0	0	0	▲ 4
	その他	25	46	32	32	37	42	39	38	38	38	38	38	38	35	34	34	9
	公営企業計	92	110	97	97	96	101	96	94	91	89	86	83	82	76	72	71	▲ 21
総 合 計	800	789	766	736	691	672	664	645	629	617	608	603	594	587	573	574	▲ 226	

(注)①各年度4月1日現在。但し、平成16年度は8月1日合併時点の職員数。

②職員数には、教育長を含まない。

③地方公共団体定員管理調査(総務省)により算出。

4. 職種別職員数の状況

第3次定員適正化計画においては、校務員などの現業員については、退職者不補充とし、幼稚園については民間移譲を進め、定員の適正化に努めています。

【図表6】 職種別職員数の推移

(単位：人)

区 分 \ 年 度	H27	H28	H29	H30	H31	増減数 (H31-H27)
事務職員	406	403	404	393	395	▲ 11
一般事務	372	375	377	372	373	1
栄養士	6	5	4	3	4	▲ 2
保育士	1	1	1	0	0	▲ 1
幼稚園	9	4	4	0	0	▲ 9
その他	18	18	18	18	18	0
技術職員	80	80	76	74	75	▲ 5
土 木	23	22	19	19	18	▲ 5
建築・電気	3	3	3	3	4	1
医 師	4	3	3	4	4	0
看護師	15	15	15	12	12	▲ 3
保健師	15	17	15	15	17	2
一般技術	20	20	21	21	20	0
現業員	27	20	17	16	14	▲ 13
校務員	19	17	15	14	12	▲ 7
船 員	2	1	0	0	0	▲ 2
その他	6	2	2	2	2	▲ 4
消防吏員	90	91	90	90	90	0
合 計	603	594	587	573	574	▲ 29

(注)①各年度4月1日現在

②事務職員のその他は、指導主事、ケースワーカー等の職員。

③一般技術は、水道、清掃、衛生等の技術職員。

④現業員のその他は、水道、道路補修員等の職員。

⑤地方公共団体定員管理調査（総務省）により算出。

5. 施設区分別職員数の状況

第3次定員適正化計画においては、市民サービスが低下することがないように配慮しつつ、支所業務のうち本庁で処理可能な業務をできる限り本庁に集約するとともに、平成29年度には支所の課を廃止し、支所組織の連携強化、事務処理の効率化を図り、職員数の削減を図っています。

【図表7】施設区分別職員数の推移

(単位：人)

区 分	年 度	H27	H28	H29	H30	H31	増減数 (H31-H27)
本 庁		400	397	398	395	406	6
	課・局等	324	330	335	340	353	29
	派 遣	8	6	5	5	5	▲ 3
	出張所	6	6	6	6	6	0
	診療所	20	20	20	18	18	▲ 2
	清掃・衛生施設	6	6	6	6	6	0
	東京・福岡事務所	4	4	4	4	4	0
	港湾管理事務所	1	1	1	1	1	0
	保育所・幼稚園	10	5	5	0	0	▲ 10
	小中学校	19	17	15	14	12	▲ 7
	文化会館等	2	2	1	1	1	▲ 1
支 所		112	105	98	87	77	▲ 35
	富 江	23	21	20	18	16	▲ 7
	玉 之 浦	18	17	16	14	12	▲ 6
	三 井 楽	20	20	19	17	15	▲ 5
	岐 宿	21	20	19	16	15	▲ 6
	奈 留	30	27	24	22	19	▲ 11
消防本部及び消防署		91	92	91	91	91	0
	本部及び署	90	91	90	91	91	1
	派 遣	1	1	1	0	0	▲ 1
合 計	603	594	587	573	574	▲ 29	

(注)①各年度4月1日現在

②主な派遣先：環境省、長崎県、長崎県後期高齢者医療広域連合

6. 常勤職員・非常勤職員の職員数及び人件費の状況

第3次五島市行政改革大綱の実施期間中は、効率的な組織運営と市民の雇用の場を創出するとともに人件費抑制を図ることを目的として、職員数の削減に合わせ、定例的業務に任期付短時間勤務職員・再任用短時間勤務職員・嘱託員など多様な人材を活用していますが、地方公務員の臨時・非常勤職員については、採用の方法等が法文上明確でないといった指摘もあり、様々な制度上の課題が挙げられてきました。

そこで、臨時・非常勤職員が地方行政の重要な担い手となっている中で、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するため、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29条）が公布されています。

改正法の内容としては、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員への必要な移行を図るものです。

令和2年4月1日の施行に伴い、任用要件・服務規律等の整備が図られることとなります。

【図表8】職員区分別職員数の推移

（単位：人、％）

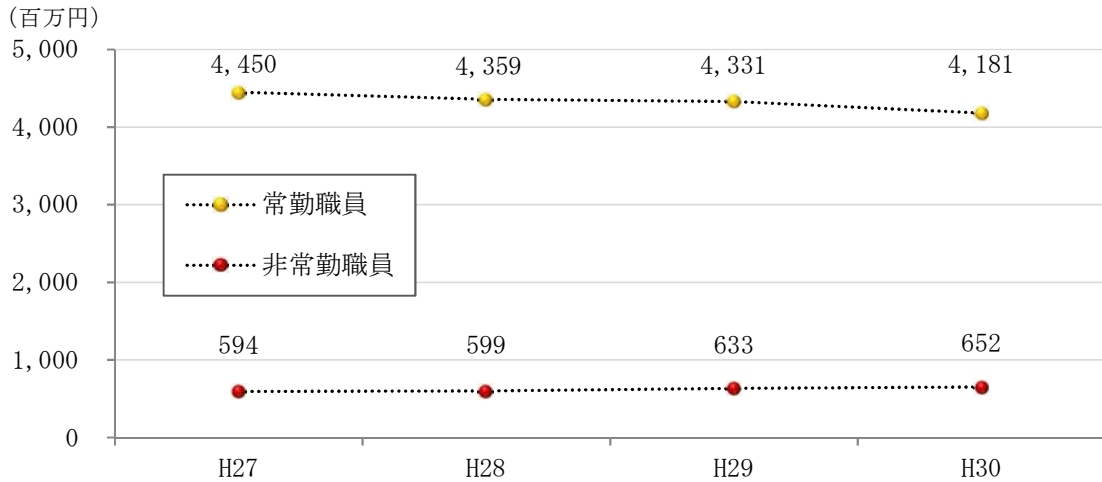
区 分	年 度	H27	H28	H29	H30	H31	増減数 (H31-H27)
常勤職員		603	594	587	573	574	▲ 29
	一般行政職	513	503	497	483	484	▲ 29
	消防吏員	90	91	90	90	90	0
非常勤職員		205	207	215	222	228	23
	任 短	73	78	83	91	97	24
	再 任 短	2	2	8	9	6	4
	嘱 託 員	130	127	124	122	125	▲ 5
臨時職員		30	32	35	35	31	1
合 計		838	833	837	830	833	▲ 5
臨時・非常勤職員の割合		28.0	28.7	29.9	31.0	31.1	—

(注)①各年度4月1日現在

②臨時・非常勤職員：定員適正化計画における対象外の職員

③任短：任期付短時間勤務職員、再任短：再任用短時間勤務職員

【図表 9】 常勤職員及び非常勤職員の人件費の推移



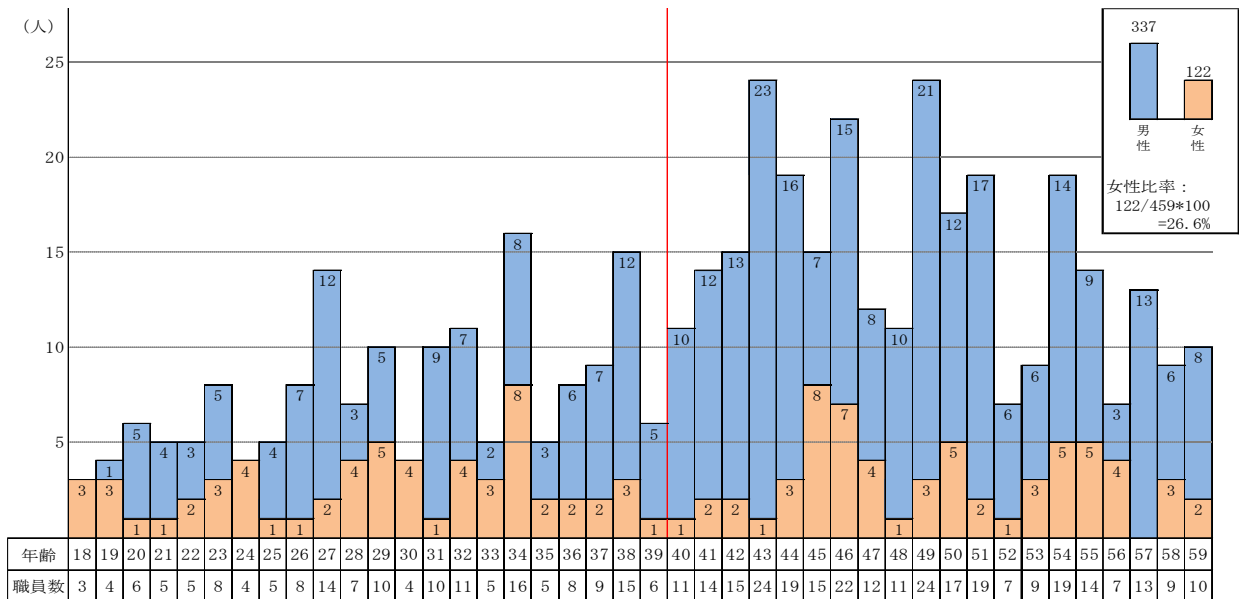
(注)①常勤職員の人件費は、一般行政職及び消防吏員の人件費合計額。
 ②非常勤職員の人件費は、臨時職員を除く、任期付短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員、嘱託員の人件費合計額。
 ③人件費は、給料（報酬）、職員手当及び共済費の合計額。

7. 年齢別職員構成の状況

一般行政職の年齢別職員構成の状況を見てみると、40歳以上の職員が多く、49歳から51歳で合計60人、54歳に至っては19人と、今後、多くの定年退職者が見込まれています。

一方、最近の雇用情勢の改善等により新規採用職員の確保は困難さを増してきており、今後もこうした状況が継続することが予想されることや年齢構成の平準化、優秀な人材の確保といった面からも計画的に採用を行っていく必要があります。

【図表 10-1】 年齢別職員構成の状況（一般行政職）



(注)①年齢は、平成 31 年 4 月 1 日現在の満年齢。
 ②職員数は、一般行政職の職員数から、診療所医師 4 人、教育指導主事 8 人、任期付職員 13 人（看護師、一般事務等）の合計 25 人を除いた職員数。

【図表 10-2】年齢別職員構成の状況（一般行政職）

（単位：人、％）

年齢（歳）	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	小計	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	小計	計	
職員数	男性	1	17	23	17	20	30	108	58	46	60	35	30	229	337
	女性	6	7	8	14	17	8	60	6	22	11	14	9	62	122
	計	7	24	31	31	37	38	168	64	68	71	49	39	291	459
構成比	1.5	5.2	6.7	6.8	8.1	8.3	36.6	13.9	14.8	15.5	10.7	8.5	63.4	100	

（注）①年齢は、平成 31 年 4 月 1 日現在の満年齢。

②職員数は、一般行政職の職員数から、診療所医師 4 人、教育指導主事 8 人、任期付職員 13 人（看護師、一般事務等）の合計 25 人を除いた職員数。

8. 育児休業取得者・病気休職者及び時間外勤務・年次有給休暇取得の状況

（1）育児休業取得者・病気休職者の状況（一般行政職）

育児休業制度は、子どもが 3 歳に達する日まで育児のために休業することができる制度で、取得職員数は 1 年間に平均 4 人程度です。

平成 28 年 3 月に策定した「五島市特定事業主行動計画」において、出産・育児における仕事と子育ての両立支援、子育て中の職員だけでなく全職員が働きやすい職場環境づくりを目指すこととしており、今後も増加していくと考えられます。

病気休職者は、病気休暇（90 日間）を取得後に継続して休暇を取得している者はいません。

病気休職者の疾病については、メンタル疾患によるものが多く、取得日数も長期化し職場復帰までに時間を要する場合があります。

【図表 11】育児休業取得者及び病気休職者の推移

（単位：人）

区分	年度	H27	H28	H29	H30	平均
育児休業取得者数		4	3	2	6	3.8
病気休職者数		8	7	12	7	8.5
合計		12	10	14	13	12.3

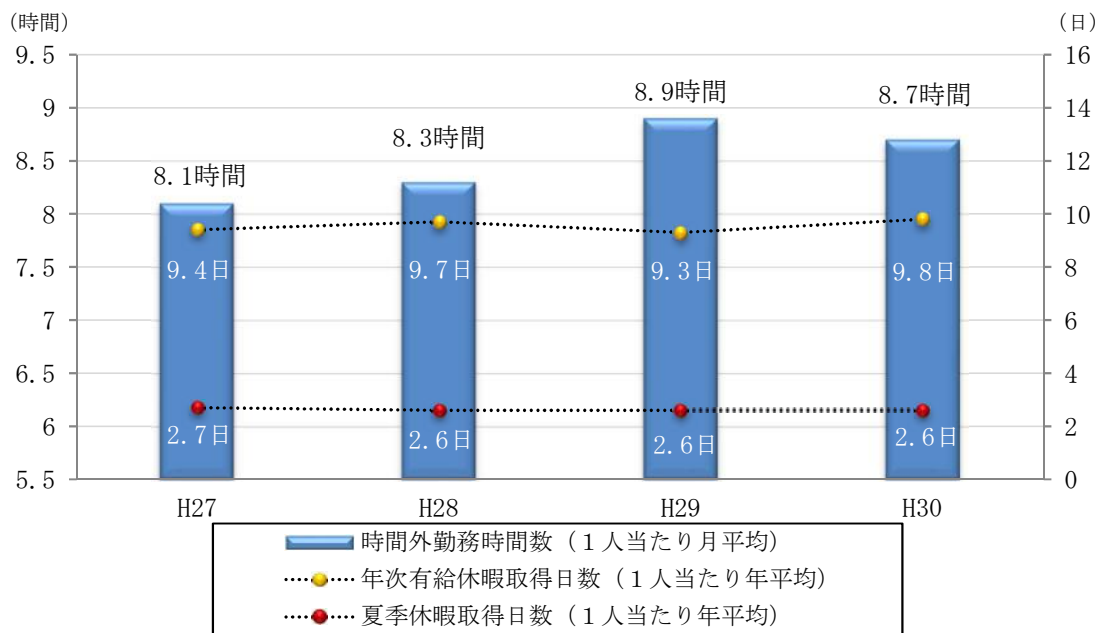
（2）時間外勤務・年次有給休暇取得の状況（一般行政職）

職員の時間外勤務時間数は、地方分権に伴う事務移譲や多様な行政課題への対応、職員数の削減などにより増加傾向にあります。

また、年次有給休暇については、平成 28 年 3 月に策定した「五島市特定事業主行動計画」において、夏季休暇とあわせて 15 日以上を取得を数値目標としています。

「働き方改革」を踏まえ、職員のワーク・ライフ・バランス推進のためにも継続的な業務改善に努め、時間外勤務の縮減と年次有給休暇の取得の推進に取り組んでいく必要があります。

【図表 1 2】 時間外勤務・年次有給休暇取得の推移



(注)①休日勤務を含む。

②時間外勤務の対象職員は、管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。

9. 第4次定員管理計画期間中の定年退職者数の見込み

【図表 1 3】 計画期間中の定年退職者数の見込み

(単位：人)

区分	年度	R3	R4	R5	R6	R7	計
事務職員		6	8	4	11	14	43
技術職員		2	2	2	2	3	11
	土木				1		1
	看護師	2		1		1	4
	保健師			1			1
一般技術		2		1	2	5	
現業員		1	3	1	1	2	8
消防吏員		1	1	1	0	2	5
合計		10	14	8	14	21	67

(注)①各年度の定年退職者数は、前年度末退職者の見込み数値。

②一般技術は、水道、清掃、衛生等の技術職員。

③現業員は、校務員、道路補修員等の職員。

10. 国（総務省）が示す参考指標及び県内自治体との比較

本市の職員数は、国が示す参考指標や県内の類似団体と比較すると多い状況です。このことは、本市が2次離島を含む11の有人島と52の無人島からなる行政区域である地理的要因をはじめ、多くの支所・出張所を有していることなどが要因として挙げられます。

（1）類似団体との部門別職員数の比較

類似団体と比較をすると、超過する主な部門としては、総務、農林水産、商工、消防部門となっています。その主な要因としては、支所・出張所が多いことや一次産業の振興、さらに、東京・福岡に事務所を設置するなど観光・物産振興等の強化を目的として重点的に職員を配置していることが挙げられます。

【図表14】類似団体との部門別職員数の比較

（単位：人）

部 門	五島市 職員数 31.4.1 A	五島市 職員数 30.4.1 B	単純値による 類似団体(30.4.1)との比較		修正値による 類似団体(30.4.1)との比較	
			類似団体の 職 員 数 C	超過数 D=B-C	類似団体の 職 員 数 E	超過数 F=B-E
議 会	5	5	5		5	
総 務	139	135	88	47	96	39
税 務	27	28	22	6	22	6
民 生	30	31	74	▲ 43	38	▲ 7
衛 生	41	40	30	10	45	▲ 5
労 働			1	▲ 1		
農林水産	50	50	28	22	31	19
商 工	44	44	13	31	14	30
土 木	36	35	31	4	38	▲ 3
一般行政計	372	368	293	75	289	79
教 育	40	42	55	▲ 13	37	5
消 防	91	91	32	59	73	18
普通会計計	503	501	379	122	399	102

(注)①類似団体の職員数とは、一般行政部門及び普通会計部門について、全国の市町村を「人口規模」と「産業構造」を基準に、類似した団体における各部門別の職員の平均を示したものです。なお、他の市町村との比較を行う観点から、市町村毎に実施している事業にばらつきがある公営企業等会計部門の職員は除外しています。

②単純値とは、職員が配置されていない部門を考慮することなく集計して平均値を算出したもの。

③修正値とは、各部門に実際に職員を配置している団体のみを対象に平均値を算出したもの。

④地方公共団体定員管理調査（総務省）により算出。

(2) 定員回帰指標に基づく試算職員数との比較

定員回帰指標とは、それぞれの団体における住民基本台帳人口と面積を用いて、職員数を試算する参考指標で、人口と面積の2つの説明要素を基に職員数を試算するため、簡素でわかりやすく、客観的な指標として活用されています。

ただし、人口と面積以外の要因が反映されないことから、行政需要の変化及び地域事情を反映した説明や公営企業等会計部門の比較ができません。

本市の職員数と定員回帰指標に基づく試算職員数を比較すると、一般行政で65人、普通会計で68人多い状況です。

【図表15】定員回帰指標に基づく試算職員数との比較

(単位：人)

区分	職員数 (H30.4.1現在)	定員回帰指標に基づく 試算職員数	超過数
一般行政	368	303	65
普通会計	501	433	68

(3) 定員モデルに基づく試算職員数との比較

定員モデルとは、職員数に最も相関関係のある行政需要を表す統計数値（人口、面積、事業所数など）を基に、一般行政部門の平均的な職員数を試算して比較するものです。

本市の職員数と定員モデルに基づく試算職員数を比較すると、民生部門を除き、全ての部門で職員数が試算職員数を上回っており、特に、議会・総務部門で32人、経済部門で48人と大幅に多く、一般行政部門全体で66人多い状況です。

【図表16】定員モデルに基づく試算職員数との比較

(単位：人)

区分 部門	職員数 (H30.4.1現在)	定員モデルに基づく 試算職員数	超過数
議会・総務	140	108	32
税務	28	26	2
民生	31	56	▲ 25
衛生	40	37	3
経済	94	46	48
土木	35	29	6
一般行政計	368	302	66

(注) 経済部門：商工、農林水産の数値

(4) 県内自治体との比較

本市は、全職員1人当たりの人口が66人で県内の類似団体（I-1）6自治体のうち2番目に多い団体となっています。また、一般行政部門職員1人当たりの人口においては102人で4番目に多い団体となっています。

【図表17】 県内自治体の部門別職員数

(単位：人)

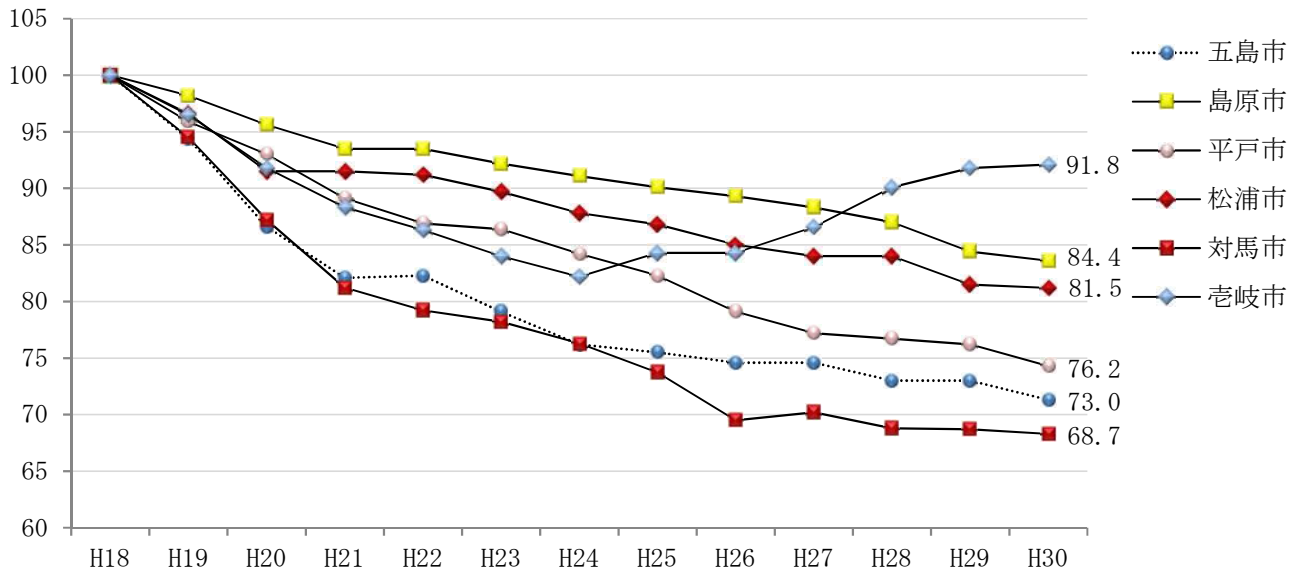
部 門		長崎県内自治体の定員管理調査の状況												
		五島市 (I-1)	島原市 (I-1)	平戸市 (I-1)	松浦市 (I-1)	対馬市 (I-1)	壱岐市 (I-1)	長崎市 (中核市)	佐世保市 (特例市)	諫早市 (Ⅲ-1)	大村市 (Ⅱ-1)	西海市 (I-0)	雲仙市 (I-0)	南島原市 (Ⅱ-0)
普 通 会 計	議 会	5	7	5	5	5	4	21	14	9	8	5	5	5
	総 務	135	84	83	65	93	76	507	389	248	139	94	95	111
	税 務	28	20	17	13	24	13	145	112	47	38	20	24	32
	民 生	31	45	41	42	76	75	488	241	123	102	42	43	59
	衛 生	40	35	19	17	61	25	316	344	52	53	30	41	61
	労 働	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	5	1	0
	農林水産	50	32	42	26	41	37	79	81	72	32	24	45	50
	商 工	44	25	18	18	23	15	62	42	21	21	9	14	13
	土 木	35	37	34	39	31	29	367	255	88	74	26	41	37
	一般行政計	368	285	259	225	354	274	1,985	1,479	661	467	255	309	368
	教 育	42	36	47	34	56	42	308	230	91	73	40	32	52
	消 防	91	0	78	67	95	62	443	374	0	0	0	0	0
	普通会計計	501	321	384	326	505	378	2,736	2,083	752	540	295	341	420
公 営 企 業 等 会 計	病 院	15	0	141	22	0	0	4	0	0	0	7	0	0
	水 道	23	16	18	11	16	8	184	175	43	28	16	18	22
	下水道	0	0	0	6	0	2	85	71	32	26	9	7	9
	交 通	0	0	9	0	2	7	0	55	0	0	6	0	0
	その他	34	16	28	29	22	24	86	107	50	77	25	15	12
	公営企業計	72	32	196	68	40	41	359	408	125	131	63	40	43
総 合 計	573	353	580	394	545	419	3,095	2,491	877	671	358	381	463	
住基人口	37,700	45,919	32,116	23,327	31,413	27,202	426,631	254,386	138,512	95,784	28,487	44,629	47,070	
職員1人当たり人口 (全 体)	66	130	55	59	58	65	138	102	158	143	80	117	102	
職員1人当たり人口 (一般行政)	102	161	124	104	89	99	215	172	210	205	112	144	128	
合併年月日	H16.8.1	H18.1.1	H17.10.1	H18.1.1	H16.3.1	H16.3.1	H17.1.4	H20.3.31	H17.3.1	-	H17.4.1	H17.10.11	H18.3.31	

(注)①職員数は、平成30年4月1日現在。

②住基人口は、平成30年1月1日現在の住民基本台帳人口。

③地方公共団体定員管理調査（総務省）により算出。

【図表 1 8】 県内の類似団体（I-1）の普通会計職員数（消防除く）の推移



(注)①各年度 4 月 1 日現在
 ②H18 を 100 として算出。
 ③地方公共団体定員管理調査（総務省）により算出。

11. 五島市中期財政見通し（令和 2～6 年度）

【図表 1 9】 中期財政見通し歳入歳出総額

（単位：百万円）

	令和元年度 当初予算		令和2年度 中期財政見通し		令和3年度 中期財政見通し		令和4年度 中期財政見通し		令和5年度 中期財政見通し		令和6年度 中期財政見通し	
	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源	事業費	一般財源
歳入総額(ア)	33,486	18,332	29,573	18,268	29,148	18,002	28,131	18,267	27,649	18,325	26,362	17,992
市税（地方税）	3,479	3,479	3,494	3,494	3,444	3,444	3,453	3,453	3,450	3,450	3,382	3,382
地方譲与税	233	233	233	233	233	233	233	233	233	233	233	233
各交付金	741	741	789	789	898	898	898	898	898	898	898	898
地方特別交付金	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
地方交付税	13,217	13,217	13,149	13,149	12,822	12,822	13,078	13,078	13,140	13,140	12,874	12,874
うち普通交付税	11,217	11,217	11,149	11,149	10,822	10,822	11,078	11,078	11,140	11,140	10,874	10,874
うち特別交付税	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
国県支出金	7,457	26	6,941	26	6,879	26	6,710	26	6,419	26	6,351	26
市債（地方債）	7,094	520	3,714	462	3,710	462	2,735	462	1,665	462	1,509	462
その他	1,258	109	1,247	109	1,154	109	1,016	109	1,837	109	1,108	109
歳出総額(イ)	34,372	19,218	30,438	19,133	30,264	19,118	28,749	18,885	28,330	19,006	27,370	19,000
人件費	4,787	4,578	4,949	4,722	4,951	4,710	4,937	4,710	4,938	4,710	4,950	4,735
扶助費	5,269	1,773	5,352	1,696	5,352	1,696	5,352	1,696	5,352	1,696	5,352	1,696
公債費	3,737	3,703	3,821	3,763	3,939	3,860	4,332	4,216	4,633	4,517	4,567	4,451
物件費	4,406	3,418	3,850	2,909	3,801	2,902	3,671	2,723	3,562	2,818	3,749	2,932
維持補修費	176	164	171	160	171	160	170	160	170	152	170	160
補助費等	4,016	2,168	3,955	2,323	3,979	2,297	3,938	2,299	3,938	2,385	3,965	2,413
投資的経費	8,340	1,130	5,497	1,426	5,317	1,367	3,620	962	3,005	684	1,903	584
繰出金	2,551	2,170	2,376	1,986	2,353	1,984	2,326	1,975	2,321	1,973	2,320	1,975
その他	1,091	115	466	151	401	142	403	144	411	70	394	54
収支(ウ)=(ア)-(イ)		△ 886		△ 865		△ 1,116		△ 618		△ 681		△ 1,008
基金取崩し額(エ)		886		865		1,116		618		681		1,008
最終収支(オ)=(ウ)+(エ)		0		0		0		0		0		0
累積赤字(カ)		0		0		0		0		0		0
年度末基金残高(キ)		6,027		5,162		4,046		3,428		2,747		1,739

出典：「五島市中期財政見通し（令和 2～6 年度）」（令和 2 年 1 月）



Goto City

第4次五島市定員管理計画

五島市総務企画部総務課行政推進班

〒853 - 8501 長崎県五島市福江町1番1号

TEL : 0959 - 72 - 6111 FAX : 0959 - 74 - 1994
